

岐阜市民病院経営強化プラン策定懇談会開催要綱

令和5年8月4日 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン（令和4年3月29日付け総財準第72号総務省自治財政局長通知）に基づき岐阜市民病院経営強化プランを策定するに当たり、専門的かつ幅広い意見を交換するための岐阜市民病院経営強化プラン策定懇談会（以下「懇談会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見の交換を行う事項)

第2条 懇談会は、岐阜市民病院経営強化プランの策定に関する事項その他岐阜市病院事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める事項について意見を交換する。

(構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 岐阜市自治会連絡協議会が推薦する者
- (3) 関係行政機関職員
- (4) 医療関係団体が推薦する者
- (5) 市民病院職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が適当と認める者

(会合)

第4条 懇談会は、管理者が招集し、その座長は、あらかじめ管理者が指名する。

2 座長は、懇談会の進行をつかさどる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、市民病院総合企画室において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月4日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。